令和７年(2025年)８月29日

埼玉県報

第647号
令和７年(2025年)
８月29日
金曜日

目　次

規則

○ 埼玉県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則（文書課）
○ 埼玉県情報公開審査会規則の一部を改正する規則（文書課）
○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（みどり自然課）

訓令

○ 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）

告示

○ 基幹系業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託に関する落札者等の公示（総務事務センター）
○ 県広報紙「彩の国だより（令和７年８月号から令和８年４月号まで)」の新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示（広報課）
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福

1313620cbfb8d8a3f6be930ae1aa9e12

祉課）
- ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- ○ 県営土地改良事業さいたま中央地区（区画整理事業）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- ○ 和光都市計画事業越後山土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
- ○ 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- ○ 男性警察官用夏服上衣（長袖）の製造請負に関する落札者等の公示（会計課）
- ○ 男性警察官用夏服ズボンの製造請負に関する落札者等の公示（会計課）
- ○ 男性警察官用冬活動服の製造請負に関する落札者等の公示（会計課）
- ○ 男性警察官用冬服ズボンの製造請負に関する落札者等の公示（会計課）
- ○ 男性警察官用短靴の製造請負に関する落札者等の公示（会計課）
- ○ 男性警察官用冬服上衣の製造請負に関する落札者等の公示（会計課）
- ○ 男性警察官用制服ワイシャツの製造請負に関する落札者等の公示（会計課）
- ○ 警察官用雨衣４品目の製造請負に関する落札者等の公示（会計課）
- ○ 県道三芳富士見線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- ○ 県道蒲生岩槻線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- ○ 運転免許取得者等教育に係る届出事項変更に伴う公示（運転免許課）
- ○ 運転免許取得者等教育に係る届出事項変更に伴う公示（運転免許課）

正誤

- ○ 埼玉県監査委員告示第９号中訂正（監査第一課）

規　則

埼玉県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第九十一号

埼玉県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県個人情報保護審査会規則（令和五年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「委員が三人のときは委員の全てが、四人以上のときは」を削り、同条に次の一項を加える。

7　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

埼玉県情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第九十二号

埼玉県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県情報公開審査会規則（平成十七年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「委員が三人のときは委員のすべてが、四人以上のときは」を削り、同条に次の一項を加える。

7　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第九十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条各号」を「第三条各号」に改める。

附　則

この規則は、令和七年九月一日から施行する。

訓　令

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四県立学校部の表保健体育課の項第一号教育長決裁事項の欄中「法第十条第二項」を「法第十条第三項」に改める。

附　則

この訓令は、令和七年九月一日から施行する。

埼玉県教育局
県立教育機関

告　示

埼玉県告示第六百四十三号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び数量

基幹系業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　落札者を決定した日

令和７年７月１日

４　落札者の氏名及び住所

株式会社ＫＳＫ　東京都稲城市百村1625番地２

５　落札金額

389,400,000円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和７年５月20日

告　示

埼玉県告示第六百四十四号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び予定数量

県広報紙「彩の国だより（令和７年８月号から令和８年４月号まで）」の新聞折り込み及び配布業務　1,460千部×９回（８ページ×６回、４ページ×３回）

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　落札者を決定した日

令和７年６月27日

４　落札者の氏名及び住所

埼玉県折込広告事業協同組合　埼玉県さいたま市北区奈良町157番地４

５　落札金額

68.64円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和７年４月22日

告示

埼玉県告示第六百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
所沢呼吸器科クリニック	林　俊成	所沢市くすのき台一―八―一五	令和七年七月十日
あげお在宅医療クリニック	宮内　邦浩	上尾市上八八―一	令和七年七月一日
三つ葉在宅クリニック	福元　剛	入間市豊岡一―八―三〇リーナファーム一階・二階	令和七年八月一日
ふじみ野ＷＥＳＴクリニック	寺尾　政昭	富士見市ふじみ野西一―一七―六ＳＡＫＵＲＡビル二階Ａ、三階Ａ号室	令和七年八月一日
近藤医院	医療法人優仁会	秩父市日野田町一―九―三〇	令和七年七月一日
新座眼科	山川　英彦	新座市東北二―三五―一九ｏｒｉｉｒｏ志木一階	令和六年三月一日

医療法人社団漆申会西所沢えぬ歯科・矯正歯科	医療法人社団漆申会	所沢市山口一七七―一三	令和七年七月一日
竹間歯科医院	竹間　道康	北本市西高尾一―二七二―一	令和七年六月二十六日
渡辺歯科医院	渡邊　徹也	富士見市西みずほ台一―二〇―六みずほ台ビル三階	令和七年七月一日
こどもおとな歯科	佐々木　賢	坂戸市千代田一―一六―六	令和七年七月一日
たいへい歯科	医療法人社団泰尚会	三郷市三郷一―一―八ポケットパークビル一F	令和七年七月一日
星川通り薬局	株式会社ひばり	熊谷市銀座一―一五二　一階	令和七年八月一日
ひよこ薬局	合同会社ひよこ薬局	加須市南大桑一四九五―四	令和七年七月一日
ドラッグセイムス新座片山薬局	株式会社富士薬品	新座市片山一―二〇―三四	令和七年八月一日
セキ薬局　久喜青毛店	株式会社セキ薬品	久喜市青毛一―六―二一	令和七年八月一日
訪問看護ステーションほっと蕨川口	株式会社グッドコンフォート	蕨市塚越五―一五―四	令和七年八月一日
訪問看護ステーション春陽	合同会社新葉	春日部市大場一四四五―二島田ハイツ一〇一	令和七年五月一日

だいそう訪問看護リハビリステーション比企川島	株式会社大双	比企郡川島町戸守五一九―三	令和七年四月一日
セレニティ訪問看護ステーション春日部	株式会社エヌエスケアさいたま	春日部市中央一―五九―三	令和七年七月一日
医心館　訪問看護ステーション　鴻巣	株式会社アンビス	鴻巣市ひばり野二―二―二	令和七年八月一日
訪問看護ステーションのぞみ	医療法人のぞみ会	北足立郡伊奈町小室三一七〇	令和七年九月一日

二　指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
古田　大葵		ひらいはりきゅう整骨院綾瀬院	東京都葛飾区小菅四―一一―一	令和七年六月一日
宗形　俊一郎		こま接骨院	日高市武蔵台一―三―一	令和七年六月一日
中山　涼巴		株式会社孫の手倶楽部　赤羽事業所	東京都北区赤羽西一―一七―六佐藤ビル七〇一号	令和七年七月一日
牛﨑　菜月		訪問鍼灸按摩アットウォーミー川口	川口市石神一五七三―一〇	令和七年七月一日
山下　博之		的中整骨院	川越市的場一二三〇―一―一〇三	令和七年七月一日

野澤　美羽	ハートフル鍼灸さいたま市桜区西堀八―一四	マッサージ院	―二三	令和七年八月一日					
小野　洋平	オーロラ治療院		所沢市西新井町二二―一	令和七年七月十五日					
山崎　航亮	山崎　航亮		和光市下新倉三―一六―六	令和七年七月十日					
髙橋　直哉	KEiROW川越ステーション	川越市霞ケ関北二―六―一	一〇三	令和七年七月十四日	KEiROW入間ステーション	入間市東藤沢四―一六―一	二―二〇二	KEiROW鶴ヶ島ステーション	鶴ヶ島市脚折一四四二―一
	KEiROW東武練馬ステーション	東京都板橋区徳丸一―九―	七		KEiROWさいたま緑区ステーション	さいたま市緑区中尾三四三―	一―二〇一	KEiROWさいたま桜区ステーション	さいたま市桜区下大久保一二
									一九―一―三一四

告示

埼玉県告示第六百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
アグリホームクリニック　かすかべ	名称	ＭＥＤ　ＡＧＲＥＥ　ＣＬＩＮＩＣ　かすかべ	アグリホームクリニック　かすかべ
アグリホームクリニック　あさか	名称	ＭＥＤ　ＡＧＲＥＥ　ＣＬＩＮＩＣ　あさか	アグリホームクリニック　あさか
若葉台耳鼻咽喉科	開設者名称	医療法人社団若葉台耳鼻咽喉科	医療法人社団睦会
ホッペ薬局　本町店	開設者名称	株式会社新成堂薬局	株式会社ホッペオンライン薬局システム
ホッペ薬局　浅間台店	開設者名称	株式会社新成堂薬局	株式会社ホッペオンライン薬局システム
さくら薬局　加須店	名称	モリ薬局	さくら薬局　加須店
花・花薬局伊奈店	名称	あいの薬局	花・花薬局伊奈店

りあん訪問看護ステーション草加	草加市高砂二―一八―二四ノースビル三〇二号	有限会社いわきケアフォレスト
訪問看護ステーション　アクティホーム	草加市高砂二―一六―一六ＤＫビル一階	株式会社ケアフォレスト

二　指定施術機関

氏名	変更事項	変更前		変更後	
		施術所			
		名称	所在地	名称	所在地
渡邉　憲治	施術所	からだ元気治療院県央エリア店北本オフィス	北本市東間七―一一―一〇一	ＫＥｉＲＯＷ熊谷中央ステーション	熊谷市村岡三〇〇―五―一〇二
伊藤　勝広	施術所	ＭＡＨＡＬＯ訪問鍼灸マッサージ院	東京都中野区東中野一―一三―二八アムール東中野三〇二	むすび訪問鍼灸マッサージ	狭山市南入曽一四五―五
石上　昴基	施術所	ゆうしん整骨院　朝霞	朝霞市泉水一―八―四	ゆうしん接骨院　新座栗原	新座市栗原一―四―一八榎本ビル一Ｆ
齊藤　徹	施術所		深谷市萱場五三―一Ｓ坂本Ｔ		深谷市小前田一一八九コーポ北町一〇一

岩立　壮弘	施術所	名　称	治療室リハネット
		所在地	さいたま市中央区鈴谷二―七九四
長南　博文	施術所	所在地	新座市新座二―一七―五
石坂　雅春	施術所	所在地	熊谷市中奈良一九七―四
岩立　壮弘	鴻巣市大間三―五―一七	新座市新座三―三―二〇―一〇六	熊谷市西別府一六三三―一

告示

埼玉県告示第六百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

名称	所在地	廃止年月日
所沢呼吸器科クリニック	所沢市東住吉七―八富士山ビル四階	令和七年七月九日
あげお在宅医療クリニック	上尾市上二〇―八	令和七年六月三十日
医療法人社団幸毅会新座眼科	新座市東北二―三二―一二イオン新座店三階	令和六年二月二十九日
近藤医院	秩父市日野田町一―九―三〇	令和元年六月三十日
新井クリニック	東松山市西本宿一八五九―一	令和七年七月三十一日
医療法人社団Ａ・ＴＥＫ　あおいデンタルクリニック	蓮田市見沼町一五―二	令和七年六月三十日
こどもおとな歯科	坂戸市千代田一―一六―六	令和七年六月三十日

渡辺歯科医院	富士見市西みずほ台一―二〇―六	令和七年六月三十日
医療法人中山歯科医院	所沢市山口一三七―三二	令和七年六月三十日
医療法人社団竹間歯科医院	北本市西高尾一―二七二―一	令和七年六月二十五日
医療法人斎藤歯科医院	三郷市早稲田二―二六―三	令和六年十月三十日
高篠歯科医院	秩父市山田一六一一―一	令和七年六月十七日
たいへい歯科	三郷市三郷一―一―八ポケットパークビル一F	令和元年七月一日
ファーコス薬局　みのり	加須市南大桑一四九五―四	令和七年六月三十日
訪問看護ステーションけあビジョン蓮田	蓮田市東六―二―一一曾田ビル二F	令和七年五月三十一日

告示

埼玉県告示第六百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

名称	所在地	休止年月日
井上歯科医院	熊谷市押切二五六三―三	令和七年七月一日

告示

埼玉県告示第六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
なの花薬局　本庄おじま店	本庄市小島五―一―二四	株式会社なの花東日本	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和七年八月一日

告　示

埼玉県告示第六百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
熊谷生協ケアセンター	事業所所在地	熊谷市上之三八五四	熊谷市上之三八五一―一	居宅介護支援
介護老人福祉施設あかつき	事業者所在地	深谷市藤野木一一七	深谷市東方二七三七―一	介護老人福祉施設
	事業所所在地	深谷市藤野木一一七	深谷市東方二七三七―一	
居宅介護支援事業所あかつき	事業者所在地	深谷市藤野木一一七	深谷市東方二七三七―一	居宅介護支援
	事業所所在地	深谷市藤野木一一七	深谷市東方二七三七―一	
通所介護あかつき	事業者所在地	深谷市藤野木一一七	深谷市東方二七三七―一	通所介護
	事業所所在地	深谷市藤野木一一七	深谷市東方二七三七―一	

事業者所在地	事業所所在地	事業者所在地	事業所所在地	事業者所在地
深谷市藤野木一一七	深谷市藤野木一一七	所沢市花園二―二三四九―一三	所沢市花園二―二三四九―一三	東松山市箭弓町一―六―一五　東松山ＦＴ駅前ビル二階
深谷市東方二七三七―一	深谷市東方二七三七―一	所沢市所沢新町二四六〇―三	所沢市所沢新町二四六〇―三	東松山市御茶山町一六―一ワコ―レ東松山一〇八
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		訪問介護		居宅介護支援 介護予防支援

短期入所生活介護 あかつき		エイジング介護サービス		あるとけあ居宅介護支援事業所

告示

埼玉県告示第六百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ファーコス薬局みのり	加須市南大桑一四九五―四	居宅療養管理指導	令和七年六月三十日
		介護予防居宅療養管理指導	
公設宮代福祉医療センター訪問看護ステーション六花	南埼玉郡宮代町須賀一七七	訪問看護	平成二十七年九月三十日
		介護予防訪問看護	
ロイヤルレジデンス川島	比企郡川島町伊草九七―五	訪問看護	平成二十七年十月三十一日
		介護予防訪問看護	
鴻巣フラワーパレス	鴻巣市市ノ縄二五〇―一	訪問介護	平成二十年三月三十一日
		居宅介護支援	平成二十七年十月一日
ばっちりリハビリデイサービスせざき	草加市瀬崎三―三六―七	通所介護	平成二十七年五月三十一日

デイサービス　ここ ろ三芳	入間郡三芳町大字北永井九四六―一	通所介護		平成二十七年十二月三十一日
居宅介護支援事業所　所沢かがやきの里	所沢市下新井一二四九―二	居宅介護支援		平成二十七年七月三十一日
ショートステイ山手せせらぎ館	飯能市飯能四八九―二	短期入所生活介護		平成二十七年十二月二十日
		介護予防短期入所生活介護		
フィットネスデイサンタ倶楽部	飯能市南町九―二三ショッピングモール―サビア飯能二階	通所介護		平成二十七年七月三十一日
けあビジョン入間	入間市豊岡一―二―六	居宅介護支援		平成二十七年七月三十一日
デイサービスセンター　きずなふじみ野市西	ふじみ野市西一―三―五	通所介護		平成二十七年六月三十日
株式会社　ソワニエ	熊谷市末広一―三四―一	特定福祉用具販売		平成二十五年三月三十一日
		特定介護予防福祉用具販売		
		福祉用具貸与		平成二十七年八月三十一日
		介護予防福祉用具貸与		
		居宅介護支援		令和七年四月一日
デイサービスセンター　ばっかす	加須市南町六―一五	通所介護		平成二十七年七月三十一日

デイサービスセンター　やまぶき	本庄市朝日町一―一四―三	通所介護		平成二十七年九月一日
特定施設入居者生活介護　あかつき	深谷市藤野木一一七	特定施設入居者生活介護		令和七年三月三十一日
		介護予防特定施設入居者生活介護		
ユニバーサル・ケア	新座市石神二―四―八　石神マンション二〇三	訪問介護		平成二十七年六月三十日
		居宅介護支援		
ニチイケアセンター北本	北本市北本三―一一二	訪問入浴介護		平成二十七年十月三十一日
		介護予防訪問入浴介護		
デイサービス菜の花	北本市緑二―一三二	通所介護		平成二十七年五月三十一日

告　示

埼玉県告示第六百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業さいたま中央地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　縦覧期間

令和七年九月五日から
令和七年九月二十四日まで

二　縦覧場所

さいたま市役所
さいたま市のホームページ
春日部農林振興センター
春日部農林振興センターのホームページ

告示

埼玉県告示第六百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により和光市越後山土地区画整理組合から和光都市計画事業越後山土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示

埼玉県告示第六百五十四号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　保留地の位置、地積及び予定価格

イ　宅地番号一

(1)　位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十六街区十一画地（八潮市大字大原六百六十六番二外）

(2)　地積

千七十・三一平方メートル

(3)　予定価格

一億三千二百七十一万八千四百四十円

ロ　宅地番号二

(1)　位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十九街区十一画地（八潮市大字大曽根五百六十九番二外）

(2)　地積

五百七十四・四五平方メートル

(3)　予定価格

九千十八万八千六百五十円

ハ　宅地番号三

(1)　位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業三十街区一画地（八潮市大字大曽根五百七十二番一外）

(2)　地積

九百四十一・六九平方メートル

(3)　予定価格

一億三千二百七十七万八千二百九十円

ニ　宅地番号四

(1)　位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業三十街区五画地（八潮市大字大曽根五百七十四番一外）

(2)　地積

百七十六・二七平方メートル

(3)　予定価格

三千百五十五万二千三百三十円

ホ　宅地番号五

(1)　位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業三十一街区三画地（八潮市大字大曽根六百十六番四外）

(2)　地積

六百五十七・四二平方メートル

(3)　予定価格

九千五百九十八万三千三百二十円

ヘ　宅地番号六

(1)　位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業三十二街区六画地（八潮市大字大曽根五百七十六番一外）

(2)　地積

二百二十九・〇四平方メートル

(3)　予定価格

三千七百三十三万三千五百二十円

ト　宅地番号七

(1)　位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業三十二街区九画地（八潮市大字大曽根五百七十九番一外）

(2)　地積

千二百六十四平方メートル

(3)　予定価格

一億五千五百四十七万二千円

二　入札に参加する者に必要な資格

イ　建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。

ロ　次のいずれかに該当する者でないこと。

(1)　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2)　入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)　未成年者

(4)　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(5)　次の㈠から㈢までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

㈠　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

㈡　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

㈢　㈠又は㈡のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6)　都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

(7)　草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

(8)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三　入札参加申込み受付の期間及び場所等

イ　期間

(1)　窓口受付

令和七年九月十六日（火）から同月二十五日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後四時まで

(2)　郵送受付

令和七年九月十六日（火）から同月二十五日（木）午後五時まで（必着）

ロ　窓口及び郵送受付の場所

埼玉県草加市中央一丁目五番二十二号　埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ　申込方法

入札参加要領に示す必要な書類を本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送により申し込むものとする。

四　入札及び開札の日時及び場所等

イ　入札の期間

(1)　窓口受付

令和七年十月二十日（月）から同月二十四日（金）までの午前九時から午後五時まで

(2)　郵送受付

令和七年十月二十日（月）から同月二十四日（金）午後五時まで（必着）

ロ　窓口及び郵送受付の場所

埼玉県草加市中央一丁目五番二十二号　埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ　入札書の提出方法

本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送によるものとする。

ニ　入札参加上の注意

(1)　この入札に参加を希望する者は、三による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を得なければならない。

(2)　五の入札保証金は、入札書提出前に所定の金融機関で納付し、納付書兼領収書の写しを入札書と同時に提出するものとする。

ホ　開札の日時

令和七年十月二十七日（月）午後一時三十分

ヘ　開札の場所

埼玉県草加市中央一丁目五番二十二号　埼玉県八潮新都市建設事務所

五　入札保証金の額

入札参加者の見積もる入札金額に百分の五以上を乗じた額（入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。）

六　入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

イ　入札者の押印のない入札書によるもの

ロ　記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの

ハ　押印された印影が明らかでない入札書によるもの

ニ　入札に参加する資格のない者がしたもの

ホ　記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

ヘ　入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

ト　代理人で委任状を提出しない者がしたもの

チ　他人の代理を兼ねた者がしたもの

リ　二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの

七　落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

八　その他

イ　入札参加要領及び入札参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所（埼玉県草加市中央一丁目五番二十二号）において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所（電話〇四八―九六〇―〇二〇三）に請求すること。

ロ　入札に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九六〇―〇二〇三）に問い合わせること。

ハ　その他詳細は、入札参加要領による。

告　示

埼玉県告示第六百五十五号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び予定数量

男性警察官用夏服上衣（長袖）の製造請負（単価契約）　4,411着

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　落札者を決定した日

令和７年７月８日

４　落札者の氏名及び住所

赤城工業株式会社　東京都江東区北砂１丁目13番４号

５　落札金額

46,871,286円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和７年５月23日

告　示

埼玉県告示第六百五十六号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び予定数量

男性警察官用夏服ズボンの製造請負（単価契約）　3,895着

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　落札者を決定した日

令和７年７月８日

４　落札者の氏名及び住所

ミスズユニム株式会社　東京都台東区蔵前２丁目４番５号

５　落札金額

41,773,875円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和７年５月23日

告　示

埼玉県告示第六百五十七号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び予定数量

男性警察官用冬活動服の製造請負（単価契約）　1,786着

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　落札者を決定した日

令和７年７月８日

４　落札者の氏名及び住所

赤城工業株式会社　東京都江東区北砂１丁目13番４号

５　落札金額

51,826,148円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和７年５月23日

告　示

埼玉県告示第六百五十八号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び予定数量

男性警察官用冬服ズボンの製造請負（単価契約）　3,875着

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　落札者を決定した日

令和７年７月８日

４　落札者の氏名及び住所

ミスズユニム株式会社　東京都台東区蔵前２丁目４番５号

５　落札金額

56,051,875円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和７年５月23日

告　示

埼玉県告示第六百五十九号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び予定数量

男性警察官用短靴の製造請負（単価契約）　7,237足

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　落札者を決定した日

令和７年７月８日

４　落札者の氏名及び住所

赤城工業株式会社　東京都江東区北砂１丁目13番４号

５　落札金額

35,584,329円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和７年５月23日

告　示

埼玉県告示第六百六十号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び予定数量

男性警察官用冬服上衣の製造請負（単価契約）　1,703着

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　落札者を決定した日

令和７年７月８日

４　落札者の氏名及び住所

株式会社三幸　東京都千代田区神田富山町１番地３

５　落札金額

50,597,833円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和７年５月23日

告　示

埼玉県告示第六百六十一号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び予定数量

男性警察官用制服ワイシャツの製造請負（単価契約）　8,778着

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　落札者を決定した日

令和７年７月８日

４　落札者の氏名及び住所

赤城工業株式会社　東京都江東区北砂１丁目13番４号

５　落札金額

79,370,676円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和７年５月23日

告　示

埼玉県告示第六百六十二号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び予定数量

警察官用雨衣４品目の製造請負（単価契約）

（内訳）男性警察官用雨衣Ｉ種（上衣）　　1,651着
男性警察官用雨衣Ｉ種（ズボン）　1,651着
女性警察官用雨衣Ｉ種（上衣）　　248着
女性警察官用雨衣Ｉ種（ズボン）　　248着

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　落札者を決定した日

令和７年７月８日

４　落札者の氏名及び住所

ミスズユニム株式会社　東京都台東区蔵前２丁目４番５号

５　落札金額

41,778,000円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和７年５月23日

告　示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長　木　村　暢　宏

一　道路の種類　県道

二　路　線　名　三芳富士見線

三　道路の区域

旧新別	旧	新
区間	富士見市大字鶴馬（元大井分）字大沼一五一六番六地先から同市大字上南畑字橋上川袋二七三三番一地先まで	
敷地の幅員（メートル）	一二・〇〇～一五・〇〇	一二・〇〇～一五・〇〇
延長（メートル）	三九四・六四	
備考	歩道整備事業による。	

告　示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長　小　川　裕　嗣

一　道路の種類　県道

二　路線名　蒲生岩槻線

三　道路の区域

旧新別		
区間	旧	越谷市蒲生西町二丁目一二番一地先から同市大間野町一丁目八番一地先まで
	新	越谷市蒲生西町二丁目一二番一地先から同市大間野町一丁目八番一地先まで
敷地の幅員（メートル）	旧	一三・〇〇～一六・〇〇
	新	一四・二〇～二三・四〇
延長（メートル）		三〇・二〇
備考		

埼玉県公安委員会告示第175号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の２第１項の規定により認定した者から、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号）第７条第１項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第２項の規定により公示する。

令和７年８月29日

埼玉県公安委員会委員長　佐　藤　久　仁　恵

施設の名称	変 更 事 項	変　更　前	変　更　後
レインボーモータースクール	代表者の氏名	影田　浩一郎	井口　公玄

埼玉県公安委員会告示第176号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の２第１項の規定により認定した者から、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号）第７条第１項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第２項の規定により公示する。

令和７年８月29日

埼玉県公安委員会委員長　佐　藤　久　仁　恵

施設の名称	変 更 事 項	変　更　前	変　更　後
三共自動車教習所	代表者の氏名	森田　恒彦	森田　岳文

正　　誤

埼玉県監査委員告示第九号（令和七年六月二十七日定期第六百二十九号）中訂正

ページ　　表中

三　　「対象機関」欄中　下段

誤

環境部　秩父環境管理事務所

正

削除

ページ　　表中

三　　「監査結果の公表年月日（県報の号数）」欄中　下段

誤

令和７年３月７日（第 597 号）

正

削除

ページ　　表中

三　　「監査の結果」欄中　下段

誤

令和５年度に締結した「美の山公園道路除雪業務委託①」及び「美の山公園道路除雪業務委託②」について、両契約とも１者のみに見積書を依頼しているにもかかわらず、事前に設計金額を通知していたことは不適切であった。

正

削除

ページ　　表中

三　「講じた措置」欄中　下段

誤

再発防止のため、所内全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。

1　契約締結時の決裁過程でのチェックシート（契約編）使用を改めて徹底するとともに、チェックシートに「個人情報取扱」及び「ヒヤリ・ハット集の確認」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。加えて、契約書に基づく相手方からの提出書類に漏れがないかを同チェックシートにより複数名で確認することとした。

2　所内全職員を対象に個人情報に関する研修を実施し、どのような情報が個人情報に該当するかの理解を深めることにより、適正な事務処理の執行を徹底した。

3　内部統制リスク評価シートに、「個人情報取扱」の項目を追加すること

正

削除

ページ　表中

四　「講じた措置」欄中　上段

誤

によりリスクを明確にし、財務事務上の確認の徹底を図った。

正

削除